

公共事業再評価調査

所管課： 道路街路課

1 事業概要  (整備目的)	事業名： 一般県道 110号線道路改築事業				
	事業種別： 一般県道改築事業	事業主体： 沖縄県	当初事業期間	H13～H22	
	事業箇所： 名護市	根拠法令： 道路法	事業期間	H13～H24	
	総事業費(百万円)： 1,810	費用内訳： 補助9/10	事業量	L=3.88km W=10.5m	
一般県道110号線は、名護市真喜屋の国道58号を起点とし屋我地島を一周する補助幹線道路で、海岸付近に位置する集落を連結する生活道路としての機能を担っている。 この地域の道路整備状況は、本路線及び古宇利屋我地線、屋我地仲宗根線により、古宇利島と本部半島を連結する事業が進められている。屋我地仲宗根線と直線で結ばれる本路線のバイパス整備により、本部地区から屋我地島、古宇利島へのアクセス性が格段に向上し、観光地の周遊性が高まるとともに、地域間連結及びアクセス機能の強化が図られ、北部地域の活性化、産業振興及び経済活動に寄与することが期待される。					
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間( 年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他( )				
3 再評価に至った要因  (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画の長期 <input type="checkbox"/> ⑨ その他( )				
補償交渉難航により時間を要したため。					
4 事業の進捗状況  (H22.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	1,810	3.88	47.11	
	実施済	1,020	2.37	38.72	
		率	56%	61%	82%
5 事業効果の評価指標  (検討年50年) (基準年H22) (単位:百万円)	① 走行時間短縮	6,232	① 事業費(税抜き)		1,735
	② 走行経費低減	534	② 維持管理費		504
	③ 交通事故減少	89			
	総便益	6,855	総費用		2,239
	基準年換算(B)	2,790	基準年換算(C)		1,997
費用便益比(B/C) = 2790 / 1997 = 1.4					
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済：平成17年2月に古宇利大橋が開通し、平成22年度には、ワルミ大橋も開通することから、本部半島を周遊し国頭村へ連携する観光ルートが構築され、交通量の増加が見込まれる。 ② 地元・自治体：平成7年11月に、県道屋我地仲宗根線・(仮称)屋我地中央線道路促進期成会、名護市、今帰仁村から県道屋我地仲宗根線及び屋我地中央線道路(県道110号線バイパス)の早期整備についての陳情が出された。平成12年11月にも期成会より同様な陳情がなされている。 ③ 利害関係者：バイパス部分の未買収用地について、補償交渉が難航しており、所有者の理解が得られないため、土地収用法に基づき取得の調整を進めている。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 集落内の現道状況は幅員狭小であることに加え、通学路、生活道路となっており、交通安全確保のため本路線を早期に整備する必要がある。また、屋我地島の東西を結び、本部半島から国頭村への観光拠点を結ぶ周遊ルートとして観光振興を支援するために必要である。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： 当該計画道路は、生活道路としての利便性・安全性の確保や、観光支援道路としてのアクセス機能の向上のため、バイパス整備を実施しており、用地取得率も約82%に達していることから、現計画の推進が効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 計画区間3.88kmのうちH22年度で約7割(2.6km)が整備完了し、また、一部供用しているものの、まだ十分な効果は発現されていない。				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等：用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係：任意交渉中の現道拡幅部29筆については、平成22年度契約に向けて交渉を進めており、バイパス部の残り16筆については、土地収用法に基づく取得の作業を進めている。 ③ 執行体制等：現体制で執行可能である。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				